

## 【成年年齢の引き下げについて】

2022（令和4年）年4月1日から、民法改正により、成年年齢が18歳に引き下げられます。

※「民法の一部を改正する法律」2018年6月成立

これにより、2022年4月1日に18歳、19歳の方は、2022年4月1日に新成人になります。

生年月日によって新成人となる日は、次のようになります。

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

### ◇18歳（成年）になったらできること（例）

- ・親の同意なしの契約（ローンを組む、携帯電話の契約など）
- ・10年有効のパスポートの取得
- ・公認会計士や司法書士、医師免許などの国家資格の取得
- ・結婚
- ・性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けること

### ◇20歳のまま変わらないこと（例）

- ・飲酒
- ・喫煙
- ・競馬、競輪、オートレースなどの公営のギャンブル
- ・養子を迎えること
- ・大型・中型自動車運転免許の取得

### ○成年年齢引き下げにより懸念される消費者トラブル

未成年者の場合、親権者など法定代理人の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた

「未成年者取消権」によりその契約を取り消すことができます。  
成年に達すると親の同意がなく契約ができるようになりますが、「未成年者取消権」は行使できなくなります。  
安易に契約を結ぶとトラブルに巻き込まれる可能性もあります。  
契約に関する知識や社会経験の乏しい若者を狙う悪質な業者もいます。

○契約に関するルールや正しい知識を身につけましょう。

消費者トラブルにあわないために、日ごろから契約に関する様々なルールや知識を学び、その契約が本当に必要かを検討することが重要です。  
十分な説明がない場合、説明内容に納得できない場合、即日の契約を強要された場合などは、その場での契約は踏みとどまりましょう。

○おかしいと思ったら消費生活センターへ相談を

消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きてしまった場合の相談窓口として消費生活センターをご利用ください。

市消費生活センターのご案内

<https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/shoukou/window/>

法務省民事局参事官室「2022年4月1日から、成年年齢は18歳になります。」

<https://www.do-gyosei.or.jp/wp-content/uploads/2019/04/seijinnenrei.pdf>

政府広報オンライン「18歳から大人に！成年年齢引き下げで変わること」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2.html>

法務省ホームページ「民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）について

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00218.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html)